

日光市飲食店等取引事業者支援給付金

申請方法等についてのお知らせ

市内の飲食店等が栃木県の要請に応じて営業時間を短縮したこと等によって、取引量が減少し、売上げが減少する等の影響を受けた市内の取引事業者に対し、給付金を支給します。

対象事業者

市内の飲食店等(※食品衛生法に基づく飲食店または喫茶店の営業許可を受けている事業者)と取引のある

飲食料品卸売業・飲食料品小売業者

支給金額

1事業者あたり一律 **10万円**

申請基本要件

※右記の要件を満たす方です。

- ① 本社、支社等に関わらず市内に事業所を有し申請日において事業を営んでいること
- ② 市内の飲食店等と令和2年10月1日以前から継続して取引を行っていること。
- ③ 本年1月～3月のいずれかの月の売上高が対前年比50%以上減少していること
- ④ 市税及び水道料金・下水道使用料に未納がないこと。

申請受付期間

令和3年4月26日(月)から6月30日(水)まで

※6月30日(水)の消印有効

申請方法

原則として**郵送**で提出してください。

※郵送先は次頁の宛先に簡易書留など、追跡できる方法で郵送してください。

申請書

日光市HP

飲食店等取引事業者支援給付金

検索

(URL) <https://www.city.nikko.lg.jp/shoukou/2021insyokutennadotorihikijigyousya.html>

★上記URLから申請書(様式)をダウンロードのほか、各行政センター、地区センター、出張所の窓口でも入手可能です。

ダウンロードや窓口での入手が困難な場合、申請書類を郵送いたしますので、日光市商工課担当(連絡先次頁)までお問合せください。

⇒次頁に続きます

支援給付金手続き（基本的な流れ）

※申請書に必要事項を記入のうえ、以下に示す必要書類を添付し、**下記の宛先に郵送**してください。



申請時の提出書類について

※以下の書類を全てご提出ください。

- ①日光市飲食店等取引事業者支援給付金交付申請書兼請求書（別記様式）
- ②営業の許可を受けていることを証する書類の写し
（例：営業許可証等の写し）
- ③飲食店等との取引実績が確認できる書類
（例：取引先への請求書等の写し、取引伝票の写し等：取引先、令和2年10月1日以前の日付の記載のあるもの）
- ④令和2年1月から同年3月までのいずれかの月の売上げが確認できる書類
（前年度の決算書、確定申告書等の写し）
- ⑤令和3年1月から同年3月までのいずれかの月の売上げが確認できる書類
（売上台帳等の写し）
- ⑥申請者本人を証明する書類（以下のいずれか1点）
（個人事業主の場合：運転免許証、パスポート、個人番号カード等の写し）
（法人の場合：法人の登記事項証明書の写し）
- ⑦申請者の振込口座が確認できる書類（振込先の通帳の見開きページの写し）
（例：預金通帳等：金融機関名、口座名義、口座番号の頁の写し）⇒通帳見開き頁

宛先

〒321-1292

日光市今市本町1番地

日光市役所商工課 「支援給付金担当」 行

支援給付金問合せ先

日光市商工課：☎ 0288-21-5136